

医療機関版

NEWS LETTER

2014 年 12 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツフバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

医療費、地域によってどれだけ違う？



人口の年齢構成、医療の供給体制、健康に対する意識、住民の生活習慣等、「医療費をどれだけ支出するか」を左右する要因は様々。地域によっても特色が出ます。今回は、「医療費地域差指数」のデータに注目したいと思います。

地域差指数って何？

厚生労働省が毎年公表する統計資料の一つに「医療費の地域差分析」(*)があります。これは、地域の一人当たりの医療費を分析したもので、平成 20 年度までは「医療費マップ」と呼ばれていました。

この中で、都道府県別の「地域差指数」があります。これは、「仮に当該地域の加入者の年齢構成が全国平均と同じだったとした場合の一人当たり医療費」が、「全国平均の一人当たり医療費」と比較してどの程度であるかを示しています。

※厚生労働省「医療費の地域差分析」
詳しいことは、次の URL のページからご確認ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/database/iryomap/index.html

ともに、入院の受診率が寄与

平成 24 年度における地域差指数の結果は、次の通りです。

市町村国民健康保険	上位 ①		下位 ②		①/②
計	佐賀県	1.182	茨城県	0.896	1.32 倍
入院	鹿児島県	1.394	愛知県	0.821	1.70 倍
入院外+調剤	広島県	1.126	群馬県	0.924	1.22 倍
歯科	大阪府	1.221	沖縄県	0.786	1.55 倍

後期高齢者医療制度	上位 ①		下位 ②		①/②
計	福岡県	1.243	新潟県	0.811	1.53 倍
入院	高知県	1.416	新潟県	0.752	1.88 倍
入院外+調剤	広島県	1.171	富山県	0.836	1.40 倍
歯科	大阪府	1.565	青森県	0.571	2.74 倍

診療種別……市町村国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに地域差指数上位の地域では、入院の受診率が高い
年齢階級別…市町村国民健康保険は 60 歳以上、後期高齢者医療制度では、75 歳以上 89 歳以下の寄与度が大きい
疾病分類別…市町村国民健康保険では「精神及び行動の障害」、後期高齢者医療制度では「循環器系の疾患」の寄与度が大きい

厚労省、「持分なし医療法人」移行の手引書公表

持分あり医療法人の出資に関して、多額な相続税等の支払いや持分払戻し請求の回避策

として創設された、「持分なし医療法人への移行」の手引書が厚労省より公表されました。

傷病別にみる通院者数の増減

ここでは平成 26 年 7 月に発表された厚生労働省の国民生活基礎調査の結果などから、傷病別に通院者数とその増減率をみていきます。

男性・女性とも通院者数は増加

上述の調査から 25 年の傷病別の通院者数と 22 年との増減率を男女別にまとめると、右表のようになります。全体の通院者数は、男性が 2169 万人で 2.9% の増加、女性は 2587 万人で 1.7% の増加となりました。

●男性は不妊症や認知症が

男性は不妊症での通院者が 50.0% の増加、次いで認知症が 31.1%、パーキンソン病が 26.1% の増加などとなりました。一方、急性鼻咽頭炎（かぜ）は 31.1% の減少、脂質異常症（高コレステロール血症等）も 16.6% の減少などと、10% 以上減少している傷病もみられます。

●女性は痛風や認知症が

女性は痛風での通院者数が 30.2% の増加、次いで認知症が 30.1% の増加となりました。反対に急性鼻咽頭炎（かぜ）が 30.9% の減少、肥満症が 11.4% の減少などとなっています。

男女とも急性鼻咽頭炎（かぜ）での通院者数が 30% 以上減少する一方、認知症の通院者数が 30% 以上増加しました。

貴院に関係のある傷病の状況は、いかがでしょうか。

※厚生労働省「国民生活基礎調査」

全国の世帯及び世帯員を対象に、層化無作為抽出した 5,530 地区内のすべての世帯（約 30 万世帯）及び世帯員（約 74 万人）を対象とした調査です。通院者には入院者は含まれません。慢性閉塞性肺疾患（COPD）は 25 年からの調査項目です。詳細は次の URL のページからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

25年の傷病別全国の通院者数と22年との増減率（複数回答、単位：千人、%）

	男性		女性	
	通院者数	増減率	通院者数	増減率
全体	21,693	2.9	25,869	1.7
糖尿病	3,269	11.8	2,181	12.7
肥満症	324	6.2	327	-11.4
脂質異常症（高コレステロール血症等）	2,042	-16.6	3,515	-7.5
甲状腺の病気	235	10.3	1,124	12.7
うつ病やその他のこころの病気	881	11.9	1,271	4.0
認知症	253	31.1	475	30.1
パーキンソン病	116	26.1	125	15.7
その他の神経の病気（神経痛・麻痺等）	353	6.0	453	-1.3
眼の病気	2,373	6.2	3,700	0.2
耳の病気	551	4.4	777	4.3
高血圧症	6,889	13.8	7,479	8.6
脳卒中（脳出血、脳梗塞等）	909	3.8	555	4.7
狭心症・心筋梗塞	1,348	8.1	888	4.5
その他の循環器系の病気	1,069	7.4	980	7.2
急性鼻咽頭炎（かぜ）	252	-31.1	347	-30.9
アレルギー性鼻炎	1,117	3.1	1,390	9.0
慢性閉塞性肺疾患（COPD）	126	-	34	-
喘息	772	-2.4	840	-1.2
その他の呼吸器系の病気	619	-8.2	500	1.6
胃・十二指腸の病気	1,005	-5.4	1,040	-2.9
肝臓・胆のうの病気	625	-1.1	548	-3.7
その他の消化器系の病気	702	14.9	651	11.7
歯の病気	2,652	-11.3	3,426	-9.5
アトピー性皮膚炎	652	2.2	608	-6.3
その他の皮膚の病気	1,103	-1.6	1,260	-4.0
痛風	994	10.0	69	30.2
関節リウマチ	175	-2.2	589	3.3
関節症	776	-0.4	1,890	0.7
肩こり症	1,053	-2.9	2,626	-3.1
腰痛症	2,550	4.3	3,809	1.6
骨粗しょう症	128	4.1	1,844	7.2
腎臓の病気	662	17.0	439	9.7
前立腺肥大症	1,439	8.2	-	-
閉経期又は閉経後障害（更年期障害等）	-	-	238	0.4
骨折	290	12.4	498	19.4
骨折以外のけが・やけど	374	-5.1	427	9.2
貧血・血液の病気	227	7.1	553	2.2
悪性新生物（がん）	402	11.7	525	6.9
妊娠・産褥（切迫流産、前置胎盤等）	-	-	196	12.6
不妊症	6	50.0	120	-6.3
その他	989	1.9	1,826	6.7
不明	75	29.3	91	13.8
不詳	143	-22.3	210	-24.5

厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

医療機関でよくみられる 人事労務Q&A



『妊娠中の職員に求められる就労への配慮とは？』



先日、女性職員から妊娠をしたとの報告を受けました。そのため、業務遂行にあたって、何らかの配慮をしてあげた方がよいかと考えているのですが、法律上、求められていることがあれば教えて下さい。



母性保護を目的とした配慮として、本人からの請求に基づく軽易な業務への転換や時間外労働・深夜労働をさせない等といった配慮が、労働基準法等の法律によって求められています。

詳細解説：

妊娠中や産後1年を経過しない女性職員には、妊娠や出産等に伴う母体機能への生理的・身体的な配慮として、労働基準法や男女雇用機会均等法において、様々な就労制限が設けられています。具体的には、以下のような配慮が求められています。

1. 軽易な業務への転換

本人からの請求があれば、他の軽易な業務への転換が必要となります。軽易な業務とは、身体的な負担が軽減された業務ですが、現実的にそのような業務がない場合に新たに業務を創出することまでは、法律上求められていません。また、本人からの請求がなければ、従来どおりの業務に就いてもらうこととなりますが、経営者としては安全配慮義務の観点から、あまり無理をさせないように配慮することが求められます。

2. 時間外労働・休日労働・深夜労働の制限及び変形労働時間制の適用制限

原則として、従来どおり就労をさせても問題はありませんが、本人からの請求があれば、時間外労働、休日労働、深夜労働（午後10時から翌午前5時）をさせることはできなくなります。従って、夜勤免除の申請があれ

ば、受け入れる必要がありますので、勤務シフトを組む際には、多少人員の余裕をみておかなければならないこともあります。また、変形労働時間制を適用して勤務シフトを組んでいる場合には、本人の請求があれば、その適用から除外することが求められ、1日8時間、1週間40時間を超過して就労させることもできなくなりますので、注意が必要です。

3. 保健指導または健康診査を受けるための時間の確保等

定期的な検査や保健指導を受けるために、本人からの請求があれば、受診等に必要時間を確保することができるような配慮も求められます（下表）。なお、この時間については無給で構いません。

期間	受診のために確保しなければならない回数
妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回
妊娠 36 週以後出産まで	1 週間に 1 回

以上のように様々な就労制限が設けられていますが、こうした配慮を行い、働きやすい職場としていくことで、職員の定着が期待できるでしょう。

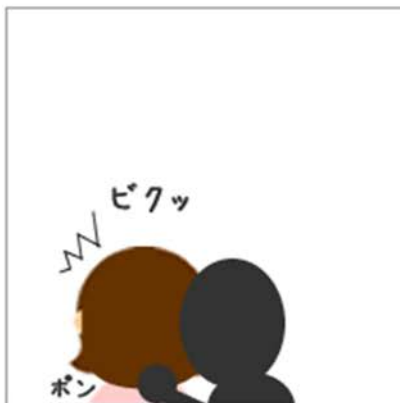
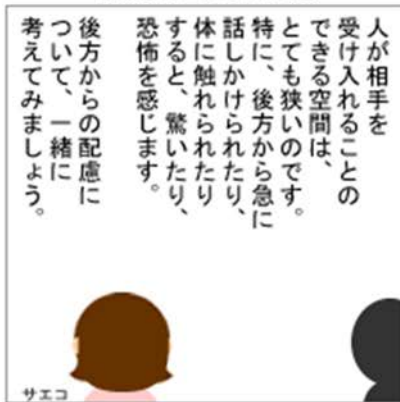
事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『後方からの配慮』



後方からの配慮



ワンポイントアドバイス

接遇研修でも“空間の使い方”としてお伝えしていますが、人が相手を受け入れることのできる空間はとても狭く、だいたい正面前方 90 度くらいです。こちらより後方は“魔の空間・恐怖の空間”とされていて、急に話しかけられたり・体に触れられたりすると驚いたり、恐怖を感じるとされています。

あいちゃんは、サエコさんの真後ろから何も言わずに肩に手をかけたようです。これでは、サエコさんがビクッとするのも無理はないでしょう。

このような“魔の空間・恐怖の空間”からの話しかけや行動の場合、

- ・名前を呼びかけてから、話をする。
- ・何をするかを伝えてから、行動を起こす。

といったことが必要となるでしょう。

特に歯科医院では、患者様がチェアー（ユニット）に座った後は、後方からの話しかけや行動が多くなります。車椅子の誘導をする人も同様です。このような時に、はじめに患者様の名前をお呼びしたり、「何をします」とお伝えしてから体や衣類に触れることが常にできていれば、相手の恐怖心や不安は少なくなるでしょう。これも相手に対する思いやりの一つ（配慮の一言）ではないでしょうか。

心は形に表さなければ、なかなか相手には伝わりにくいものです。

貴方の優しい一言が、貴方の優しい呼びかけが、相手を思いやる行為として相手へ届きます。